

# 障がい者自立支援医療等給付事業 福祉医療費助成事業

## 1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図る。

## 2 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所 得 制 限	対象者数(H25.4.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障がい者	療育手帳A(IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者 手当の所得制限を 準用	1,923人	248人
重度身体障がい者	身障手帳1,2級		5,661人	8,644人
寝 た き り 者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者		1人	17人
重複重度知的障がい者	身障手帳3,4級+IQ50以下		22人	9人
障がい者計			7,607人	8,918人
ひ と り 親 家 庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年終了までの児童等を養育する配偶者のない者及び当該児童	所得税非課税世帯	9,147人	2人
対 象 者 合 計			16,754人	8,920人
			25,674人	

※平成26年10月以降は以下の者を対象者に追加する予定

○重度精神障がい者（精神手帳1級）

○重複重度精神障がい者（精神手帳2級+身障手帳3,4級またはIQ50以下）

(3) 助成の方法

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成する。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となる。

区 分	入 院	入 院 外
一 般	40,200円	12,000円
市町村民税世帯非課税者	7,500円	4,000円
20歳未満の障がい児(者)	2,000円	1,000円

※平成26年10月以降は以下のとおり自己負担上限額を引き下げる予定

○一般：（入院）40,200円→20,000円 （入院外）12,000円→6,000円

○市町村民税世帯非課税者：20歳未満の障がい児(者)と同一額に引き下げ

(4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

## 3 平成26年度予算額

684,377千円

(担当課 障がい福祉課)